

伊勢崎市誕生20周年記念事業

伊勢崎市官民連携事業支援補助金
～えがお咲く、いせさきの未来を
創る事業応援補助金～

交付の手引き



— 伊勢崎市 —

1 伊勢崎市誕生20周年記念事業について

伊勢崎市は、平成17年（2005年）1月1日に、伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の4市町村が合併し、新しく人口20万人の「伊勢崎市」として生まれ変わりました。令和7年（2025）年1月1日には、新市誕生から20年を迎えます。

この節目となる機会を捉え、市民の一体感の醸成と活力ある伊勢崎市を市内外にアピールするため、伊勢崎市誕生20周年記念事業（以下、「記念事業」という。）を実施します。そこで、市民、各種団体、事業者等の皆様が伊勢崎市誕生20周年を盛り上げるために自ら企画し、実施する事業を募集します。

本手引きは、各種団体、企業等の皆様が、自ら企画及び実施する事業の経費の一部を補助する、「伊勢崎市官民連携事業支援補助金～えがお咲く、いせさきの未来を創る事業応援補助金～」について、申請方法や留意事項を定めたものです。

えがお咲く、元気な伊勢崎市の未来を創るため、多くの皆様からのご応募をお待ちしております。

2 補助金の申請について

(1) 本補助金の狙い

本補助金は、資金の支援という形で、市民団体、各種民間団体等の皆様が自主的に行う活動が新たに生まれたり、既存の活動が活発になることを応援するとともに、その活動や事業に多くの市民が参加して、「えがお咲く元気な伊勢崎市になる」ことにより、地域の活性化が進むことを期待しています。

また、これを機に、様々な団体が新たに手を携えて協働することで、結束や絆が深まり、未来の伊勢崎市を創る広がりのある事業展開が生まれることも期待しています。

(2) 補助の対象となる者

所在地及び主な活動場所が伊勢崎市内である市民団体、各種民間団体等（以下、「団体」という。）とします。

なお、市から団体の運営費に対する補助金を受けている団体も対象としますが、申請を予定する事業に対し、市から本補助金以外の何かしらの補助金を受ける予定である場合は、対象とはなりません。

※市内在住、在勤もしくは在学の人で構成された団体とします。なお、団体の法人格の有無は問いません。

※団体の構成員における、市内在住、在勤もしくは在学する人が占める割合も問いません。

市民団体、各種民間団体等の例
NPO法人、一般社団法人、一般財団法人等の公益法人、ボランティア団体、行政区、子ども会、老人クラブ、〇〇実行委員会、PTA、〇〇サークル、大学、短期大学、専門学校又はこれらに準ずる高等教育機関や高等学校（中学校及び小学校を除く。）の部活動チームやサークル、学生団体、企業（CSR、ESG）等

補助の対象外となる者の例
<ul style="list-style-type: none">・政治活動又は宗教活動を目的とする団体・暴力団、暴力団員が役員となっている団体、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有している団体

(3) 申請受付期間

- ① 前期：令和6年4月1日（月）～令和6年8月30日（金）

※令和6年8月30日までに交付決定額の累計が500万円に達した場合は、その時点で受付を終了します。

- ② 後期についても、500万円の予算をもって補助金の受付を行う予定ですが、その受付期間については、未定です。

(4) 補助金交付決定状況の公表

補助金を交付決定した補助事業等の名称、目的及び内容、その団体名及び交付決定金額を順次公表しますので、申請を予定される団体は、予算残額を確認してください。

(5) 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる①～⑥のいずれの要件も満たす事業とします。

【要件】

- ① 伊勢崎市誕生20周年記念事業実施要領の趣旨及び基本方針に合致する事業
- ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施する事業
- ③ 原則として、伊勢崎市内で行われる事業
- ④ 広く市民又は地域住民が参加できる事業
- ⑤ 団体が自ら主体的に実施する事業
- ⑥ 新規の事業又は既存の事業に、えがお咲く元気な伊勢崎市につながる新しい試みを加えた事業

補助対象外事業
<ul style="list-style-type: none">・ 公序良俗に反する、又は反する恐れがある事業・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っているものの利益になる恐れのある事業・ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業・ 市の信用又は品位を害し、又は害する恐れのある事業・ 営利を主たる目的とする事業・ 事業実施について、伊勢崎市から他制度による補助、助成又は委託を受けている事業 <p>＜他制度による補助等の例＞</p> <p>伊勢崎市協働まちづくり事業補助金、伊勢崎市地区文化祭等補助金、〇〇まつり事業補助金等</p> <ul style="list-style-type: none">・ その他、市長が適当でないと認めた事業

(6) 補助対象経費

補助対象経費	
項目	内容
報償費	講師、出演者等への報償、謝礼 ※団体の構成員に対する講師料等は除きます。
旅費	講師、出演者等の交通費及び宿泊費 ※団体の構成員に対する交通費は除きます。
消耗品費	事業実施に必要な事務用品、材料等の購入費等
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成に係る印刷製本費等 ※団体の構成員に配付する記念誌的なものは除きます。
燃料費	事業実施に係る燃料費
修繕費	事業実施に係る備品の修繕料 ※1品2万円相当以上の備品の修繕に限ります。
通信運搬費	事業実施に係る郵便料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等 ※火災保険や地震保険などの家屋にかかる保険料は除きます。
委託料	駐車場警備費、会場設営費等、外部に委託した費用 ※事業そのもの又は事業実施に係る作業等の全てを委託する場合は対象外とします。
使用料及び賃借料	会場使用料、各種機材レンタル料等 ※家賃（敷金、礼金を含む。）は除きます。
備品購入費	事業に必要な備品の購入費 ※1品2万円以上のものに限ります。
その他	事業実施に必要な上記以外の経費で市長が認めたもの

補助対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の運営に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費 ・ 食糧費 ・ 領収書等により、事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費 ・ その他、社会通念上適切でないと認める経費

(7) 補助金の額

- ① 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、下記の表のア～ウに掲げる事業の区分に応じて、同表に掲げる補助上限額と比較して、小さい方の額とします。
 なお、補助採択予定数は目安とします。

ア 市を元気にする事業（事業が及ぼす効果や対象とするエリアが市全体であるもの）	
募集する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や業種、年代を超えて多くの人と人が繋がる事業 ・市内の大規模会場等で多くの人を集客し、市の魅力をPRすることができる事業 ・高校生や大学生などが自主的に企画した、子ども達・若者達が叶えたい夢のつまった事業 ・補助対象経費の総額が75万円以上の事業
補助上限額 (採択予定件数)	50万円 (5件程度)
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・記念イルミネーション ・記念コンサート(参加者数百人の第九の合唱、百人コーラス大会、1,000人ロックフェスなど) ・20周年記念商品の開発・販売 ・ギネス世界記録にチャレンジ ・銘仙ファッションショー など

イ 地域を元気にする事業（事業が及ぼす効果や対象とするエリアの目安が地区*単位の範囲であるもの） *地区…北地区、南地区、殖蓮地区、茂呂地区、三郷地区、宮郷地区、名和地区、豊受地区、赤堀地区、東地区、境地区の11地区を言う。	
募集する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲の目安を地区単位として開催される事業（1つの地区のみで開催される事業に加え、複数の地区で開催する事業も対象です。必ずしも地区のエリアに捉われるものではありません。） ・補助対象経費の総額が30万円以上の事業
補助上限額 (採択予定件数)	20万円 (10件程度)
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかスタンプラリー、ウォークラリー ・親子多文化体験講座 ・地域の歴史講演会、子育て講演会等の各種講演会 など

ウ 地域の文化・芸術を守る事業（事業が及ぼす効果や対象とするエリアが行政区程度の限定的な範囲であるもの）	
募集する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（行政区・町内会等）で実施する、地元の伝統文化・芸術を守り、未来につなげる事業 ・事業に係る金額に関わらず、事業の対象又は参加者が特定のコミュニティや地域（行政区・町内会等）に限定される事業 ・コミュニティが独自の特色を生かし企画する事業 ※定期的に行われている既存事業（例：行政区単位の夏祭りや住民作品展等）は、除きます。
補助上限額 (採択予定件数)	10万円 (55件程度)
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・里山体験、地元の歴史探索など、地域を知るイベント ・地域の収穫祭の復活 ・法被、神輿、山車・屋台、提灯、太鼓、横笛等の伝統芸能関連備品の購入 ・神輿や山車の修繕、太鼓の皮張替え等の伝統芸能関連備品の修繕 ・八木節や和太鼓等の地域に伝わる伝統芸能の発表会の復活など

- ② イベント参加料や商品販売料など、事業の実施に伴い収入が生じるときは、
 (補助対象経費の総額) - (事業で得た収入額) = (補助交付額)
 とします。なお、当該額が、①の補助上限額を超える場合には、当該上限額を補助交付額とします。
- ③ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(8) 申請から補助金支払までの流れ

① 申請

補助金の交付を希望する場合は、次の書類を事務局に提出（持参、郵送又はEメールによる。）してください。

ただし、オがない場合は不要です。

なお、資金の確保が困難などの理由により、補助金の全部又は一部について、前金払い（概算払い）を希望する場合は、力の請求書（様式第10号）も併せて提出してください。

ア 補助金交付申請書（様式第1号）

- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 会員名簿
- オ 定款、規約、会則又はこれに準じるもの
- カ 補助金交付請求書（様式第10号）

② 審査

「伊勢崎市誕生20周年記念事業実施要領」に基づき、庁内調整会議にて、次の表に定める審査基準に則って審査を行います。

なお、「市を元気にする事業」は、庁内調整会議に先立ち、事務局で事業内容についてのヒアリングを行います。「地域を元気にする事業」及び「地域の文化・芸術を守る事業」は、原則として書面にて審査を行います。事務局が事業内容の聞き取りを行う可能性があります。

【審査基準】

審査項目	審査のポイント
事業の目的	伊勢崎市誕生20周年記念事業実施要領に定める趣旨に沿っているか。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新市誕生20周年を市民へ啓発・PRできる内容か（主催者だけでなく、参加者と共に新市誕生20周年を盛り上げる内容となっているか。）。 ・広く市民が参加できる事業か（対象者が極めて限定的となっていないか。）。 ・独創性、新規性があるか（創意工夫が見られるものであるか。新市誕生20周年を記念し、企画したり工夫した事業であるか。）。 ・共生（世代間の共生、地域間の共生、SDGsによる共生）の視点が含まれているか。 ・SDGsやESG、いせさきGX[※]などの環境配慮の視点が含まれているか。 ・申請団体が、主体的、積極的に事業を企画、運営、実施できるか。 ・実施事業の規模、事業予算、実施体制が適切か。 ・スケジュールが適切で事業実施が可能となっているか。 <p>※いせさきGXとは、伊勢崎市が独自に定義したもので、脱炭素だけに限定せず、循環型社会の構築や自然環境の保護保全、生物多様性の保全、快適な生活環境づくり等、身の回りのあらゆる</p>

	ることに対し、広く環境に配慮した取組みを行うことを言います。
PR方法	広く呼びかけるPR方法になっているか。
効果	効果が期待できるか（費用対効果が認められるか。今後の活動につながるものであるか。）。

③ 交付決定

審査の結果、内容が適正であると認められた場合は、「交付決定通知書（様式4号）」により通知します。

また、前金払い（概算払い）を希望し、その必要性が認められた場合は、交付決定額の範囲内で前金払いを行います。

④ 交付決定を受けた事業の公表

本補助金の交付決定を受けた事業は、次の事項を市ホームページに掲載します。

- ・事業の名称
- ・事業者名
- ・事業の概要
- ・事業の実施時期
- ・補助金の交付決定額

⑤ 補助対象事業の事業計画の変更等

- ・ 補助金の交付決定を受けた後に、事業の内容や予算等に変更が生じた場合又は中止する場合は、速やかに、「補助金変更等承認申請書（様式第5号）」を、事務局に提出してください。
- ・ 審査の結果は、「補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第6号）」により通知します。

⑥ 実績報告

補助事業の終了後30日以内に、次の書類を事務局に提出してください。

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 収支決算書（様式第8号）
- ウ 領収書の写し
- エ 購入備品の写真又は修繕等の経過のわかる写真
- オ 補助事業の実施状況がわかるもの（当日の記録写真、チラシ等）
- カ 補助金交付請求書（様式第10号）

※ 補助事業を中止した場合も、「補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第6号）」

が交付されてから30日以内に、「実績報告書（様式第7号）」を事務局に提出してください。

- ※ 事業が完了する前でも、場合により、実績報告とは別に状況報告を求められることがあります。

⑦ 補助金の額の確定

提出された実績報告書等を市が精査し、交付決定の内容と照らし合わせて審査します。審査の結果、実施内容が交付決定の内容と合致するときは、交付する補助金額を確定し、「補助金の額の確定通知書（様式第9号）」を送付します。

⑧ 補助金の支払

補助金の額の確定通知に基づき、市から指定の口座に補助金を振り込みます。

- ※ 前金払い（概算払い）を行った場合で、補助金の支払済額と確定額に差額が生じた場合は、補助金の額の確定通知に基づき精算を行います。

⑨ 補助金の返還

本事業は、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号）に則り補助金を交付するものとし、補助金等の返還の必要が生じた場合は、同規則に基づいて手続きを進めますので、予め、ご注意ください。

次の場合には、交付決定の全部又は一部を取り消します。これは、補助金の額の確定通知を受けた後も同様とします。

補助金の交付決定又は額の確定が取り消しとなった場合で、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還することとなります。

ア 補助事業が中止された場合（天変地異など、やむを得ない理由がある場合は除く。）

イ 申請者が、虚偽の申請をした場合

ウ 本補助金を、交付決定を受けた事業以外の用途に使用した場合

3 補助対象者への支援

補助金の交付が決定した後に、事業を実施する団体の皆様に対し、必要に応じて以下の支援を行います。

- (1) 伊勢崎市誕生20周年記念の名称及びロゴの使用
- (2) 市のホームページ又は市のSNSの公式アカウントによる事業の周知

- (3) のぼり旗の貸与及びステッカー等の交付
- (4) その他、市長が認めるもの

4 その他留意事項

(1) 留意事項

- ① 本補助金は、伊勢崎市誕生20周年記念事業であり、令和6年度単年の事業となります。令和7年度以降にも事業継続を希望される場合には、団体が自主的に継続してください。
- ② 補助事業の実施において事故等が発生した場合は、事業実施団体が自ら解決してください。本市がこの損害を補償することはありません。
- ③ 補助事業の実施において、遵守すべき法令等は事業実施団体が責任をもって把握し、遵守してください。
- ④ 補助事業実施のために収集した個人情報、外部に漏れることのないよう、適切に管理してください。
- ⑤ データ等を引用する際には、出典元を明らかにするとともに、画像・動画における著作物の映り込みなど、著作権法その他の法律に抵触しないよう、事業実施団体が、関係機関等への確認や必要な手続等を行ってください。楽曲使用の場合も同様です。
- ⑥ イベント等に関する申込みや問合せ等の窓口は、事業実施団体となります。報道機関や一般市民からの問合せについては、本市は一切対応いたしませんのでご注意ください。
- ⑦ 提出書類の作成及び提出等に必要となる費用は、申請団体の負担となります。また、提出された書類は返却いたしません。なお、申請等でお預かりした個人情報は、本補助事業に係る事務以外には使用しません。ただし、補助事業の開催情報については、ホームページ等に記載することがあります。
- ⑧ 市のホームページやSNS等による、イベント開催告知等の事業に関する記事の掲載を希望する場合には、掲載を希望する日の2週間前までに事務局へ原稿を提出していただく必要があります（「3 補助事業者への支援」を参照。）。なお、掲載を希望したものの、締切日までに原稿を事務局に送付できなかった場合には、必ず事務局へ連絡してください。
- ⑨ チラシやパンフレット等を作成する場合には、「伊勢崎市誕生20周年記念事業 官民連携事業支援補助金」を活用した事業であることと記念ロゴマークを記載してください（「3 補助事業者への支援」を参照。）。また、新聞やテレビの取材を受ける場合にも、「伊勢崎市誕生20周年記念事業官民連携事業支援補助金」を活用した事業であ

ることの周知にご協力ください。

- ⑩ 事業の内容に応じて、適切な安全対策を実施するとともに、必要に応じて保険に加入してください。なお、事業実施のために加入した保険に係る経費は、補助対象経費とします（「2（6）補助対象経費」を参照。）。
- ⑪ 本補助金の交付に関する手続、事業実施団体の負担する義務及びそれに対する市長の権限等に関する基本的な事項は、本手引きに定めるほか、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号）に定めるものとします。

(2) 事務局問合せ先

本補助金に関する事務についてのお問合せ及び申請書類等の提出は、事務局である伊勢崎市役所企画部企画調整課までお願いします。

〒372-8501

伊勢崎市今泉町二丁目410

伊勢崎市役所 企画部 企画調整課（政策係）

電話：0270-27-2707（直通）

FAX：0270-23-9800

E-mail：kikaku@city.isesaki.lg.jp